

若者政治参加特区の提案 ～被選挙権付与の年齢引き下げ～

宮崎県小林市市議会議員 福本誠作
(株)特区ビジネスコンサルティング

■提案の内容

- ・地方議会議員などの選挙に関し、被選挙権は 25 歳以上など、一律に法定されている公職選挙法に特例措置を講じ、市町村議会などの選挙に関して、被選挙権の年齢などの制度につき、市町村が独自に設定できることとする。
- ・また、大学や大学院に「通信制・政治実習コース」を設け、「学生の間だけ議員をやり、卒業したらいったん政治を離れる」という道筋を作る。こうしたコースを創設するうえで、単位認定などにつき必要な特例措置を、特区において講ずる。

■実施予定地域

宮崎県小林市

■実現による経済社会的効果

- (1) 通信制で学びながら議員として活動することで、「意欲・能力・知識」のある若者を地方政治の場に呼び込むことが期待できる。
- (2) 若者の意見が政治の場により反映され、地方政治と地域が活性化・改善される効果を実証し、全国自治体への展開、さらには国政への展開を目指す。

■規制特例の必要性

以下の規定について特例を設けることが必要。

・公職選挙法

第 10 条 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの。

・大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）

第 21 条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。